

東京大学地震研究所規則の一部を改正する規則（案）

改正理由：地震予知研究推進センターと火山噴火予知研究推進センターの一部を統合し、地震火山噴火予知研究推進センターへの改組に伴い、
所要の改正を行うものである。

現 行	改 正
<p>(略)</p> <p>(附属研究施設)</p> <p>第7条 研究所に、次に掲げる附属の研究施設を置く。</p> <p><u>地震予知研究推進センター</u></p> <p>地震地殻変動観測センター</p> <p>地震予知情報センター</p> <p>火山噴火予知研究<u>推進</u>センター</p> <p>海半球観測研究センター</p> <p>八ヶ岳地球電磁気観測所</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(附属研究施設)</p> <p>第7条 研究所に、次に掲げる附属の研究施設を置く。</p> <p>地震<u>火山噴火</u>予知研究推進センター</p> <p>地震地殻変動観測センター</p> <p>地震予知情報センター</p> <p>火山噴火予知研究センター</p> <p>海半球観測研究センター</p> <p>八ヶ岳地球電磁気観測所</p> <p>(略)</p>

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

東京大学地震研究所規則

(平成16年4月1日東大規則第67号)

(平成21年 月 日改正)

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学基本組織規則（以下「基本組織規則」という。）に定めのあるもののほか、東京大学に附置する地震研究所の組織に関し必要な事項について定める。

(目的)

第2条 東京大学地震研究所（以下「研究所」という。）は、地震及び火山噴火の現象の解明及び予知並びにこれらによる災害の防止及び軽減に関する研究を行うことを目的とする。

2 研究所は、全国共同利用研究所として、他大学の教員その他の者で研究所の目的たる研究と同一の研究に従事するものにその施設を利用させることができる。

(教授会)

第3条 研究所に、教授会を置く。

2 教授会は、研究所に関する重要事項を審議し、及び基本組織規則又はその他の規則によりその権限に属する事項を行う。

3 前2項のほか、教授会の組織その他必要な事項については、別に定める。

(所長)

第4条 研究所に、所長を置く。所長は、研究所に関する校務をつかさどり、その他基本組織規則の定める職務を行う。

2 所長の任期は、2年とする。

3 前2項のほか、所長に関し必要な事項については、別に定める。

(副所長)

第5条 研究所に、副所長2名以内を置く。副所長は、所長の職務を助ける。

2 副所長に関し必要な事項については、別に定める。

(研究部門)

第6条 研究所に、次に掲げる研究部門を置く。

地球流動破壊

地球ダイナミクス

地球計測

地震火山災害

(附属研究施設)

第7条 研究所に、次に掲げる附属の研究施設を置く。

地震火山噴火予知研究推進センター

地震地殻変動観測センター

地震予知情報センター

火山噴火予知研究センター

海半球観測研究センター

八ヶ岳地球電磁気観測所

(協議会)

第8条 研究所に、東京大学地震研究所協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(共同利用委員会)

第9条 研究所に、東京大学地震研究所共同利用委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(地震・火山噴火予知研究協議会)

第10条 研究所に、地震・火山噴火予知研究協議会（以下「予知協議会」という。）を置く。

2 予知協議会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(事務組織)

第11条 研究所の事務を処理するための組織については、別に定める。

(細則への委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則を実施するために必要な事項については別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 東京大学地震研究所規則（昭和37年11月20日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

東京大学地震研究所附属地震火山噴火予知研究推進センター規則(案)

平成21年 月 日制定

(設置)

第1条 東京大学地震研究所（以下「研究所」という。）に、附属研究施設として地震火山噴火予知研究推進センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、研究所の設置目的に沿い、地震火山噴火予知に関する全国的、国際的規模の共同研究プロジェクトの企画・調整と関連する研究を推進することを目的とする。

(構成)

第3条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、研究所専任の教授または准教授をもって充てる。
- 3 センター長は、センターを代表し、その管理運営を総括する。
- 4 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 センターに職員若干名を置く。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施について必要な事項は、教授会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 東京大学地震研究所附属地震予知研究推進センター規則(平成9年6月20日制定)は、廃止する。